

平成20年度監査報告書

平成21年6月22日

国立大学法人 山口大学
学長 丸本卓哉 殿

国立大学法人 山口大学

監事 佐々宣道 

監事 上野寛 

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項に基づき、国立大学法人山口大学の平成20年度（自平成20年4月1日、至平成21年3月31日）の会計及びその他の業務について監査を実施しました。その結果に基づき、協議の上、本報告書を作成し、次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

年度初めに策定した監査計画に従い、役員会、経営協議会、その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から各所管事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧しました。さらに、事務局、学部、大学院、附属病院及びその他の教育研究施設において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人新日本有限責任監査法人から監査計画、監査実施の状況及び監査結果の説明を受け、財務諸表、決算報告書及び事業報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表は、国立大学法人山口大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、当期末処分利益の処分内容及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人山口大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (4) 平成20年度の年度計画に基づき業務が適正に運営されているものと認めます。
- (5) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (6) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重大な事実は認められません。

以上